

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

- 事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 一
- 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (同) 二
- 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 四
- 職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則 (産業人材対策課) 四
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 五

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「母子及び寡婦福祉法(一)を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(一)に改め、同号イ中「第三十二条第一項において準用する場合を含む。」を「第三十一条の六第一項及び第三十二条第一項」に改め、同号ロ中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「政令第三十七条第二項において準用する場合を含む。」及び第六項を「第三十一条の六第五項及び第三十七条第五項」に改め、同号ハ中「政令」の下に「第三十一条の七及び」を加え、

「修学資金の」を削り、同号ニ中「(政令)」の下に「第三十一条の七及び」を加え、「修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の」を削り、同号ホからトまでの規定中「(政令)」の下に「第三十一条の七及び」を加え、同号チ中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、同条第十三号を第十四号とし、同条第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十六年政令第三百十三号)第一条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行令の施行に関する次(次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十八号)附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされた資金に係るものに限る。)

イ 第三十八条において準用する第十一条の規定による交付の停止及び減額

ロ 第三十八条において準用する第十二条の規定による貸付けの停止

ハ 第三十八条において準用する第十六条第一号及び第二号に規定する場合における同条の規定による一時償還の請求(仙台市の区域内に住所を有し、その後県外に転出した者に係るものを除く。)

ニ 第三十八条において準用する第十七条の規定による違約金の徴収及び不徴収(仙台市の区域内に住所を有し、その後県外に転出した者に係るものを除く。)

ホ 第三十八条において準用する第十九条第一項の規定による償還金の支払の猶予(仙台市の区域内に住所を有し、その後県外に転出した者に係るものを除く。)

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の自立の支援に
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律」に改め、同表備考2(2)中「から第3項まで」や「第2項及び第6項」を「第4項及び第5項」や「第5項及び第6項」に並びに第41条の19の5第1項」や「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、同表備考2(2)中「自立支援ホーム」や「自立援助ホーム」に改め、同表備考5(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「ない者」や「ない女子」に改め、同表備考5(2)中「第5条第5項、第6項」や「第5条第6項、第7項」に改め、同表備考6中「等」や「等」に改め、

別表第二中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、別表第一備考2(2)及び同表備考5(1)の改正規定、同表備考5(2)の改正規定(「ない味」を「ない女子」に改める部分に限る。)並びに同表備考5(3)及び同表備考6の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十六年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十年宮城県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「の施行に關し、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「以下「省令」という。」の規定に基づき、法第十三条第一項各号(法附則第三条第一項において例によることとされる場合を含む。)に掲げる母子福祉資金及び法第三十二条(法附則第六条第一項において例によることとされる場合を含む。)に掲げる母子福祉資金の貸付け等に關して」を「に定めるもののほか」に改める。

第二条第一項中「母子福祉資金」を「法第十三条第一項各号(法附則第三条第一項において例によることとされる場合を含む。)に掲げる母子福祉資金」に改め、同項第二号中「事業継続資金」を「母子事業開始資金」に改め、同項第三号中「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改め、同項第三

号中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同項第四号中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に改め、同項第五号中「児童」の下に(「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。))を加え、「修業資金」を「母子修業資金」に改め、同項第六号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に、「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に改め、同項第七号中「第三条第一項第二号」を「第三条第二号」に、「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同項第八号中「第三条第一項第三号から第五号」を「第三条第三号から第六号」に、「生活資金」を「母子生活資金」に改め、同項第九号中「第三条第一項第六号」を「第三条第七号」に、「住宅資金」を「母子住宅資金」に改め、同項第十号中「第三条第一項第七号」を「第三条第八号」に、「転宅資金」を「母子転宅資金」に改め、同項第十一号中「第三条第一項第八号」を「第三条第九号」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同項第十二号中「第三条第一項第九号」を「第三条第十号」に、「結婚資金」を「母子結婚資金」に改め、同項第二号中「寡婦福祉資金」を「法第三十二条第一項各号(法附則第六条第一項において例によることとされる場合を含む。))に掲げる寡婦福祉資金(次代の社会を担う子ども)の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十八号。以下「改正法」という。))附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされた資金を含む。以下同じ。)に改め、同項第一号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「事業開始資金」を「寡婦事業開始資金」に改め、同項第二号中「第三十二条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に、「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に改め、同項第三号中「第三十二条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、「技能習得資金」を「寡婦技能習得資金」に改め、同項第五号中「第三十二条第一項第四号」を「第三十二条第一項第四号」に、「修学資金」を「寡婦修学資金」に改め、同項第四号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、「第六条第三項」を「第六条第四項」に、「技能習得資金」を「寡婦技能習得資金」に改め、同項第五号中「第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号」を「第三十二条第一項第三号」に、「寡婦等(寡婦又は配偶者のない女子で民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により現に児童を扶養し、かつ、二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下この号において「二十歳以上である子等」という。))を扶養しているものという。)が扶養している二十歳以上である子等」を「寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者」に改め、「係るもの」の下に「及び旧法第三十二条第一項において準用する旧法第十三条第一項第三号に規定する資金であ

つて寡婦等(寡婦又は配偶者のない女子で民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養し、かつ、二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下この号において「二十歳以上である子等」という。))を扶養しているものをいう。)が扶養している二十歳以上である子等に係るものを加え、「修業資金」を「寡婦修業資金」に改め、同項第六号中「就職支度資金」を「寡婦就職支度資金」に改め、同項第七号中「医療介護資金」を「寡婦医療介護資金」に改め、同項第八号中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「生活資金」を「寡婦生活資金」に改め、同項第九号中「第三十二条第五号」を「第三十二条第六号」に、「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に改め、同項第十号中「第三十二条第六号」を「第三十二条第七号」に、「転宅資金」を「寡婦転宅資金」に改め、同項第十一号中「第三十二条第七号」を「第三十二条第八号及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十六年政令第三百十三号)第一条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行令(以下「旧令」という。))第三十二条第七号」に、「就学支度資金」を「寡婦就学支度資金」に改め、同項第十二号中「第三十二条第八号」を「第三十二条第九号及び旧令第三十二条第八号」に、「結婚資金」を「寡婦結婚資金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十一条の六第一項各号に掲げる父子福祉資金の名称は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第三十一条の六第一項第一号に規定する事業を開始するのに必要な資金 父子事業開始資金
- 二 法第三十一条の六第一項第一号に規定する事業を継続するのに必要な資金 父子事業継続資金
- 三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金 父子修学資金
- 四 法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金で法第六条第二項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)に係るもの 父子技能習得資金
- 五 法第三十一条の六第一項第三号に規定する資金で配偶者のない男子が扶養している児童(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)に係るもの 父子修業資金
- 六 政令第三十一条第一号に規定する資金 父子就職支度資金
- 七 政令第三十一条第二号に規定する資金 父子医療介護資金
- 八 政令第三十一条第三号から第六号までに規定する資金 父子生活資金
- 九 政令第三十一条第七号に規定する資金 父子住宅資金
- 十 政令第三十一条第八号に規定する資金 父子転宅資金
- 十一 政令第三十一条第九号に規定する資金 父子就学支度資金
- 十二 政令第三十一条第十号に規定する資金 父子結婚資金

第三条第二項中「(政令第三十七条第二項において準用する場合を含む。))及び」を「、」に改め、「第九条第一項(」の下に「政令第三十一条の七、」を、「含む。))」の下に「、政令第三十一条の六第四項及び政令第三十七条第四項」を加え、同条第三項中「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、同項第一号中「事業開始資金」を「母子事業開始資金、父子事業開始資金又は寡婦事業開始資金」に改め、同項第二号中「事業継続資金」を「母子事業継続資金、父子事業継続資金又は寡婦事業継続資金」に改め、同項第三号中「修学資金」を「母子修学資金、父子修学資金又は寡婦修学資金」に改め、同項第四号中「技能習得資金」を「母子技能習得資金、父子技能習得資金又は寡婦技能習得資金」に改め、同項第五号中「修業資金」を「母子修業資金、父子修業資金又は寡婦修業資金」に改め、同項第六号中「就職支度資金」を「母子就職支度資金、父子就職支度資金又は寡婦就職支度資金」に改め、同項第七号中「医療介護資金」を「母子医療介護資金、父子医療介護資金又は寡婦医療介護資金」に改め、同項第八号中「住宅資金」を「母子住宅資金、父子住宅資金又は寡婦住宅資金」に改め、同項第九号中「転宅資金」を「母子転宅資金、父子転宅資金又は寡婦転宅資金」に改め、同項第十号中「就学支度資金」を「母子就学支度資金、父子就学支度資金又は寡婦就学支度資金」に改め、同項第十一号中「結婚資金」を「母子結婚資金、父子結婚資金又は寡婦結婚資金」に改める。

第四条第一項中「資金」を「第二条に掲げる資金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第二項第三号中「母子家庭証明書」の下に「又は父子家庭証明書」を加える。

第六条中「知事は、」の下に「第二条に掲げる」を加える。

第七条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金、父子生活資金、寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金、寡婦生活資金」に改める。

第八条中「生活資金(政令第三条第一項第四号)を「母子生活資金(政令第三条第五号に規定するものに限る。)、父子生活資金(政令第三十一条第五号)に改める。

第九条第一項中「第四条第二項」の下に「、父子福祉資金にあつては政令第三十一条の五第一項第三号から第五号まで又は第八号」を加え、「又は第八号」を「若しくは第八号又は旧令第三十六条第三号若しくは第五号」に改める。

第十条中「辞退、減額申出書」を「辞退・減額申出書」に改める。

第十一条中「資金」を「第二条に掲げる資金」に改める。

第十二条の二第一項及び第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第十三条第二項又は旧法第三十二条第一項において読み替えて準用する旧法第十三条第三項「法第三十二条第二項又は旧法第三十二条第一項において読み替えて準用する旧法第十三条第三項」

に、「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金、母子修業資金、父子修学資金、父子修業資金、寡婦修学資金又は寡婦修業資金」に改める。

第十三条第一項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「政令第十二条及び」を「政令第十二条、政令第三十一条の七において読み替えて準用する政令第十二条、」に改め、「政令第三十八条において」の下に「読み替えて」を、「第三号を除く。」の下に、「旧令第三十八条において読み替えて準用する旧令第十二条（第二項を除く。）」を加える。

第十四条中「第十六条」の下に「政令第三十一条の七若しくは」を、「政令第三十八条」の下に「において読み替えて準用する場合」を、「を含む。」の下に「又は旧令第三十八条において読み替えて準用する旧令第十六条（第一号及び第二号に限る。）」を加える。

第十五条第一項中「第十七条本文」の下に「政令第三十一条の七」を、「含む。」の下に「又は旧令第三十八条において読み替えて準用する旧令第十七条本文」を加え、同条第二項中「第十七条ただし書」の下に「政令第三十一条の七」を、「含む。」の下に「又は旧令第三十八条において準用する旧令第十七条ただし書」を加える。

第十六条中「第十九条」の下に「政令第三十一条の七又は」を、「政令第三十八条において」の下に「読み替えて」を、「含む。」の下に「又は旧令第三十八条において読み替えて準用する旧令第十九条」を加える。

第十七条中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項又は法第三十二条第五項」に、「及び第二項」を、「第二項（法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）又は旧法第三十二条第四項において読み替えて準用する旧法第十五条第一項」に改める。

第十九条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

様式第一号（表面）及び（裏面）中「母子・父子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第二号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

様式第三号（表面）中「貸付申請書」を「団体貸付申請書」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子・父子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「若」に改め、同様式（裏面）中「母子・父子福祉資金借入金」を「母子・父子・父子福祉資金借入金」に改める。

様式第五号から様式第八号までの様式中「母子・父子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第九号中「母子・父子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に、「貸付を辞退したい」を「（貸付を辞退したい・減額貸付を希望する）」に改める。

様式第十一号中「申請者・申請人・氏名・住所変更届」を「申請者・申請人氏名等変更届」に改める。

様式第十四号から様式第十八号までの様式中「母子・父子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「新規則」という。）の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

を一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 旧母子及び寡婦福祉法施行令の施行に関する次のこと（旧資金に係るものに限る。）。

イ 交付の停止及び減額（第三十八条）

ロ 貸付けの停止（第三十八条）

ハ 一時償還の請求（仙台市の区域内に住所を有し、その後県外に転出した者に係るものを除く。）（第三十八条）

ニ 違約金の徴収及び不徴収（仙台市の区域内に住所を有し、その後県外に転出した者に係るものを除く。）（第三十八条）

ホ 償還金の支払の猶予（仙台市の区域内に住所を有し、その後県外に転出した者に係るものを除く。）（第三十八条）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所に置かれる地域保健福祉部長の専決事項の項第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号イ中「第十三条」の下に、「第三十一条の六」を加え、同号ロ中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「第八条」の下に、「第三十一条の六」を加え、同号ハ中「修学資金の」を削り、「第十一条」の下に、「第三十一条の七」を加え、同号ニ中「修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の」を削り、「第十二条」の下に、「第三十一条の七」を加え、同号ホからトまでの規定中「第三十八条」を「第三十一条の七、第三十八条」に改め、同号チ中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 旧母子及び寡婦福祉法施行令の施行に関する次のこと（旧資金に係るものに限る。）。

イ 交付の停止及び減額（第三十八条）

ロ 貸付けの停止（第三十八条）

ハ 一時償還の請求（第三十八条）

ニ 違約金の徴収及び不徴収（第三十八条）

ホ 償還金の支払の猶予（第三十八条）

附 則

この訓令は、平成二十六年十月一日から施行する。